

【案】

家庭ごみ定期収集及び運搬業務（第2期分）委託契約書

家庭ごみ定期収集及び運搬業務（第2期分）について、高松市長（以下「委託者」という。）と【業者名】【代表者役職】【代表者氏名】（以下「受託者」という。）との間に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、次の条項により委託契約を締結した。

（契約の目的）

第1条 委託者は高松市一般廃棄物処理実施計画に基づく一般廃棄物の収集及び運搬業務の一部（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託した。

（委託業務の実施）

第2条 受託者は、別紙「家庭ごみ定期収集及び運搬業務（第2期分）委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づき、確実かつ誠実にこの委託業務を履行しなければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（報告及び検収）

第4条 受託者は、当該月の委託業務が完了したときは、その履行内容について、翌月の5日（3月の委託業務については、3月末日）までに、実績報告書及び作業・運転報告書等を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の実績報告書等を受理したときは、その日から10日以内に当該報告書について、業務の完了を確認するための検収を行わなければならない。

3 受託者は、前項の検収に合格しないときは、直ちに手直し等を行い、委託者の検収を再度受けなければならない。

（業務委託料）

第5条 本契約に係る業務委託料は、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」という。）〇〇〇円）とする。なお、毎月の支払額は次のとおりとする。

令和7年4月分のみ 〇〇〇〇円（うち消費税等 〇〇円）

それ以降 〇〇〇〇円（うち消費税等 〇〇円）

2 受託者は、前条の検収に合格した後、前項の業務委託料を委託者に請求することができる。委託者は、受託者の適法な請求のあった日から30日以内に受託者に業務委託料を支払わなければならない。

3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、委託者は、この契約を何ら変更することなく業務委託料に相当

【案】

額を加減して支払うものとする。

(契約の保証)

第6条 受託者は、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）の規定により公告その他の契約の申込みの誘引において委託者から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料のうち、令和7年度に支払う予定の金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(再委託等及び権利譲渡の禁止)

第7条 受託者は、第2条の委託業務の実施については、自ら行い、第三者に再委託、若しくは請負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

(委託業務の調査等)

第8条 委託者は必要と認めるときは受託者に対して委託業務の履行状況について調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 受託者は、作業日誌、経理簿、車両点検表等業務に関する必要な書類を常に整備し、委託者から請求があったときは、委託者に提出しなければならない。

(損害賠償責任)

第9条 受託者が、委託業務の実施に関して、委託者又は第三者に与えた損害については、受託者の責任において、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

【案】

第10条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第12条 受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び次条第1項第5号において同じ。））、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。））又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。次条第1項第5号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

(2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(委託者の解除権)

第13条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条に定める基準に適合しなくなったとき。

(2) 受託者がこの契約の条項に違反したとき。

(3) 受託者において委託業務を遂行する見込みがないと委託者が認めるとき。

(4) 委託者の指示に従わないとき。

(5) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（受託者の代表役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受

【案】

託者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時業務等の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、委託業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、委託者が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

2 前項の規定による契約の解除により受託者が損害を受けても、委託者は、その補償をしないものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次に各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、当該年度に支払う予定の業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否した場合又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

【案】

(受託者の解除権)

第15条 受託者は、委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(違約金の徴収)

第16条 受託者がこの契約に基づく違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(災害緊急時の対応)

第17条 地震や風水害等の災害緊急時の収集作業等については、この契約の定めに関わらず、委託者、受託者協議して決定するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、委託者、受託者協議して決定するものとする。

(契約履行の原則)

第19条 委託者、受託者双方は、信義誠実をもって、この契約を履行しなければならない。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

【案】

委託者 高松市

高松市長 大 西 秀 人

受託者 **【所在地】**

【業者名】

【代表者役職】 **【代表者氏名】**

【案】

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(使用者への周知)

第3条 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第4条 受託者は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的以外の使用等の禁止)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正な管理)

第7条 受託者は、この契約による事務に係る安全確保の措置（個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。）を講じなければならない。

(複写等の禁止)

第8条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

【案】

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引渡しを受け、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(事故報告義務)

第11条 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(契約解除)

第12条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第13条 受託者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。